

移動等円滑化取組計画書

2025年 6月 12日

住 所 仙台市青葉区五橋1丁目1番1号

事業者名 ジェイアールバス東北株式会社  
代表者名（役職名及び氏名）  
代表取締役社長 廣川 隆

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 車両等の整備に関する事項

・ 当社が保有する2025年度初時点のバリアフリー対応車両数は、全30両中、ノンステップ車両16両、ワンステップ車両14両の合計30両(100%)である。

※ 高速乗合バスや山間及び豪雪エリア等を走行する一般乗合バス等、適用除外車両を除く車両数

→ 車両更新時に、地域の実情にあわせノンステップバス等への置き換えを進める。

・ 適用除外車両となる高速乗合バスや山間及び豪雪エリア等で使用する車両は、バス停留所整備状況等を鑑みつつ、リフト付きバスの導入等の対応を検討していく。

(2) 教育訓練に関する事項

・ サービス介助士資格は、各支店等で1名以上の資格取得を目指す。

・ バリアフリー対応車両が配置されている営業所では、取り扱いに十分習熟させた上で乗務を実施。その他、社内研修を通じて高齢者や障害者への対応方法を学ぶ機会を設けていく。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
リフト付きバス	2025年度は新規導入を予定していない
ノンステップバス	2025年度は新規導入を2両予定している

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
高齢者、障害者等が円滑に乗降するための装置の活用	バリアフリー対応車両が配置されている支店等では、スロープ板や案内放送装置を使用し、スムーズな乗降ができるようにするとともに車椅子スペースの確保や筆談具の備え付け等を行い役務の提供に努める

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員・のりば係員との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高速乗合バスでは、乗務員がスムーズな乗降介助に努める</li> <li>・一般乗合バスでは、通常の乗降は乗務員が介助を行うが、介助者がいる場合には協力を仰ぎ安全で確実な乗降支援に努める</li> <li>・お困りのお客さまを見かけた際には積極的な声掛けや見守りを行う活動を展開する</li> </ul>

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
車いすで乗車を希望される際のご利用方法の掲載	高速乗合バスをご利用の場合は予約センターへの事前予約を、一般乗合バスをご利用の場合の乗車方法及び支店等への事前お問い合わせをホームページに掲載する

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
社員の技術向上	お客さまのサポートをスムーズに行えるよう、社内の資格取得者(サービス介助士)を中心に体験学習会を適宜開催していく

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
広報活動及び啓発活動への協力	国土交通省が実施する適性利用に係る広報啓発キャンペーン等について掲示物をバス車内や待合所等に掲出するとともに、車内案内等をしていく

### III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

- ・サービス介助士資格と同等程度のサービススキルをもった社員の育成に努める
- ・鉄道駅との連携を強化して、改札口からバスのりばまでのスムーズなサポート体制に向け日頃からの関係強化に努める
- ・当社に寄せられる利用者の声を社内で共有するとともに、取り組みの改善状況をホームページで紹介する

### IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変更内容	理由
—	—	—

### V 計画書の公表方法

弊社ホームページにてインターネット上に公表する。

### VI その他計画に関連する事項

なし

注1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。